

○石川県警察の警察部外協力者表彰要綱の運用について

〔平成25年3月1日監甲達第10号〕
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成25年3月1日付け監甲達第9号「石川県警察の警察部外協力者表彰要綱の全部改正について（通達）」

この度、警察部外協力者表彰の適正な運用を図るため、同要綱を全部改正し、平成25年3月1日から施行することとしたから、下記の運用方針に留意し、その運用に誤りのないようにされたい。

記

1 改正点

- (1) 表彰件数を、おおむね10件からおおむね15件に変更した。
- (2) 警察部外の団体についても、毎年恒例的に石川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）感謝状を贈呈することとした。
- (3) 県下全域で活動する部外者については、その事務を主管する部長が上申することとした。

2 運用方針

- (1) 対号要綱（以下「要綱」という。）第4の1(1)にいう団体の役員は、具体的な活動により功績があったものとし、単に多年にわたり名義上団体の役員である者は、これに含まれないものとする。
- (2) 要綱第4の1(2)の「警察教養、犯罪鑑識等について警察から嘱託された者」とは、警察から嘱託され、警察学校講師、柔・剣道、体育の部外講師等、警察教養に従事する者、法医学、理化学関係等の犯罪鑑識にあたる者及び警察医等とする。
- (3) 要綱第4の1(3)の「多年にわたり警察に協力した者」とは、前記(1)及び(2)に掲げる者に準ずるものとする。
- (4) 要綱第4の2(2)の「真に活動実績がある団体」とは、協力内容が金銭的なものでなく、学童保護立番等の地道な活動を行っている団体とする。

3 上申手続

所属長においては、それぞれの所掌事務に関連して1件～2件の被表彰候補を選考し、順位を付して毎年4月末までに本部長に上申すること。ただし、通訳、解剖執刀医等の県下全域で活動する協力者については、その事務を主管する部長が上申すること。

4 上申に当たっての配意事項

書類作成に当たっては、関係団体に問い合わせるなどして調査し、候補者から直接、履歴書、戸籍抄本等の提出を求めることのないよう配意すること。

5 所属長表彰を行う場合の準用

この要綱の趣旨に該当し、所属長において表彰を行うことが適当と認められる者があるときは、これを準用して行うものとする。